

公立高等学校入学者選抜を志願する皆さんへ（令和4年2月22日版）

会場における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、皆さんが安心して受検できる環境を確保するため、志願者の皆さんには、次の点を心掛けてください。

1 感染症予防

(1) 検査前

ア 「新しい生活様式」等の実践

日頃から、手洗い・手指消毒、咳工チケットの徹底、身体的距離の確保等の「3つの密」の回避などを行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理を心掛けてください。

イ 医療機関での受診

検査日の2週間程度前から発熱・咳等の症状がある志願者は、あらかじめ医療機関で受診し、適切な治療を受けてください。

(2) 検査当日

ア 体温測定

検査当日は、自宅にて体温測定を行ってください。会場での検温は原則、行いません。

イ 感染症対策として携行する物

マスク（不織布マスクを推奨）、ハンカチ、必要に応じてティッシュペーパーを持ってきてください。
ただし、ゴミは必ず各自で持ち帰ってください。

ウ マスク着用

マスクについては、症状の有無にかかわらず、会場では、検査監督から指示がある場合及び昼食時以外は常にマスクを正しく着用してください。面接の際、面接官への礼儀というような理由から、マスクを外す必要はありません。

何らかの事情によりマスクの着用が困難な場合については、中学校を通して事前に志願先高等学校に連絡してください。

エ 検査当日の服装

検査当日、検査室の換気のため、学力検査の間等に窓の開放等を行う時間帯があります。寒さに備えた服装で受検してください。

オ 手指消毒

会場では、手指消毒用の速乾性アルコール製剤等を用意しますが、体質に合わない心配がある場合は、携帯用の消毒液等を持参してもかまいません。その際は、検査室に持ち込みますバグ等に入れておいてください。

カ 昼食時

休憩時間や昼食時等における他者との接触、会話を控えてください。

昼食時は、マスクを着用していないことから、他者との会話、交流、接触は特に控えてください。また、食事後は、速やかにマスクを着用してください。

(3) 検査後

ア 帰宅

当日の検査がすべて終了した後、各自、寄り道などはせず、帰宅するようにしてください。帰宅後はまず、手や顔を洗ってください。

イ 体調不良

検査終了後2週間以内に体調不良となった場合は、在籍する中学校を通して受検した高等学校に連絡をしてください。県内中学校以外からの志願者は、受検した高等学校に直接連絡してください。

(4) 家庭内

家庭内でも、次のことを心掛けてください。

① 家庭内での体調管理

② 感染リスクの高い場面（外出時の会食等）の回避

③ 体調不良の家族がいる場合の対応（別室又は2m以上の距離を保つての食事・睡眠、会話時のマスク着用、こまめな手洗い・手指消毒、共用部分（ドアノブ、スイッチ等）の消毒、こまめな換気等）

※地域における感染症拡大の状況等により、学校が状況に応じた指導等を行う場合があります。

※入学者選抜に関する情報を静岡県教育委員会高校教育課のホームページに掲載があるので、こまめにホームページを確認してください。URL：<http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-050a/index.html>

2 罹患者、濃厚接触者等の受検の可否

(1) 受検の可否

新型コロナウイルス感染症に関し、①②の場合は受検できません。

① 新型コロナウイルスの感染症にかかり治癒していない。

② 保健所等から新型コロナウイルスの濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請されている。

ただし、次のア～エを満たす場合受検することができます。

ア 自治体によるPCR検査や検疫所における抗原定性検査の結果陰性であること。また、その後の検査の結果においても陽性であることが判明していないこと。

※ただし、保健所等の業務ひつ迫のためにPCR等の検査が受けることができない時については、以下のとおりとする。

(ア) 薬局等で抗原定性検査キットを入手することが可能であれば、抗原定性検査キットによる検査を行い、検査結果が陰性で、発熱・咳等の症状がないこと。

(イ) 抗原定性検査キットを入手できない時は、発熱・咳等の症状がないこと。

イ 実施日当日も無症状であること

ウ 公共の交通機関（電車、バス、タクシー等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて会場高等学校に行くこと

※自家用車、レンタカー、親戚・知人による送迎、バイク、自転車のほか、感染防止対策を徹底しているタクシー等を予約して利用することは可能

エ 終日、別室で受検すること

(2) 追加検査及び追加検査（二次）

	日時	受検要件
追加検査	3月17日（木）	学力検査若しくは面接又は追検査の全部又は一部を(1)①又は②の理由により受けることができず、追加検査受検願を提出した者
追加検査（二次）	3月22日（火）	追加検査の全部又は一部を(1)①又は②の理由により受けることができず、追加検査（二次）受検願を提出した者

※あらかじめ追加検査、追加検査（二次）の受検となることが分かっている場合も、それぞれ受検願を提出してください。

(3) 当日の朝などに急に体調不良*となった場合の対応

3月3日、4日の朝に、急に体調不良となった場合は、追検査の受検を申請してください。

追検査日、追加検査日又は追加検査日（二次）の朝などに急に体調不良となった場合は、本人、保護者及び中学校長の判断により、中学校長を通して志願先高等学校長に「受検願（様式14）」を提出することができます。志願先高等学校長が許可した場合に限り、別室にて受検することができます。許可しない場合、追検査については追加検査の受検を、追加検査については追加検査（二次）の受検を認めることができます。

*体調不良の例

息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、発熱、頭痛、腹痛、嘔吐、下痢、咳、喉の痛み

3 緊急時の連絡方法

(1) 志願先高等学校から志願者への連絡

ア 県内中学校から志願している志願者

中学校を通して志願者に連絡します。

イ 県内中学校以外から志願している志願者

志願先高等学校から直接志願者に連絡します。

※前日の夕方までに連絡できない場合は、当日、会場校で志願者に連絡します。

(2) 志願者（家庭）から志願先高等学校への連絡

ア 県内中学校から志願している志願者

中学校を通して志願先高等学校に連絡してください。

イ 県内中学校以外から志願している志願者

志願者本人が志願先高等学校に連絡してください。